

新生児特別定額給付金に関するお知らせ

令和3年3月31日までに
生まれた子どもに
10万円支給します

中標津町では、新型コロナウイルス感染症により町民生活へもたらす影響が長期化する中、特別定額給付金の基準日の後に生まれたお子さんの育儿に係る生活支援として、新生児特別定額給付金を支給します。

出産されたご家族の経済的な支援と子どもの健やかな成長を応援します。

■給付対象 次の①②いずれも要件を満たす方

- ①子どもが令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれ、中標津町に住民登録されている
- ②子どもの保護者（母親）が令和2年4月27日（特別定額給付金基準日）時点で中標津町に住民登録があり、対象の子どもとその保護者（母親）が申請日まで引き続き中標津町に住民登録を有している

■給付額 子ども1人あたり10万円

■申請方法 申請書に必要書類を添付し提出する

※給付金は、申請書に記載する指定口座に振り込みます。

お問い合わせ先

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地

中標津町子育て支援室子育て支援管理係（窓口④番）

TEL 0153-73-3111（内線230・231）